

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	大分市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1475461490738/index.html

執行機関名 大分市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大分市奨学資金に関する条例(昭和40年大分市条例第24号)による奨学生の決定に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第14の項 大分市奨学資金に関する条例(昭和40年大分市条例第24号)による奨学生の決定に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	大分市奨学資金に関する条例(昭和40年3月31日 条例24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(以下「高等学校等」という。)及び大学に在学する生徒及び学生のうち、学業人物ともに優秀で、かつ、経済的理由により修学困難な者に対し資金を給付し、又は貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大分市奨学資金に関する条例(昭和40年3月31日 条例24号) 大分市奨学資金に関する条例施行規則(昭和40年3月31日 教育委員会規則第3号)

